

質問回答書

案件名称 令和8年度「副首都・大阪」プロモーション事業YouTube・Instagram広告配信及び分析業務委託

質問番号	質問事項	回答
1	Instagramの連携アカウントについて こちらは既存のページと連携をし広告配信を行う想定ですが、受託者側でページ作成を行うなどの必要はあるでしょうか。認識齟齬あればご教示ください。	広告配信を行う際は、受注者側でご用意いただくInstagramアカウントで実施いただくことを想定しております。なお、動画広告に貼るリンクの大阪市が指定するWebページは、既に作成しているため、新たに作成いただく必要はありません。
2	入札書は郵送もしくはメール・FAX送付しても問題ないでしょうか。	本入札は「8 入札執行日及び場所」に記載の入札執行日時及び入札執行場所において、副首都推進局事後審査型制限付一般競争入札実施要綱第7条に記載のとおり入札書は、入札箱に投函する必要があります。郵送、メール、FAX等による提出は受け付けません。 なお、代理人が入札する場合は、所定の委任状を作成のうえお持ちください。
3	入札方法について 入札書の提出は、電子入札システムではなく、現地での入札のみとなりますでしょうか。	
4	副首都推進局事後審査型制限付一般競争入札実施要綱につきまして (入札書の提出)第7条 入札書は、入札公告に定める日時及び場所に、入札箱に投函することにより提出させるものとする。 と、上記の内容で記載がございますが、郵送での入札提出は認められませんでしょうか。 郵送での入札書提出が認められる場合の郵送先は、下記でよろしいでしょうか。  大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所5階 副首都推進局	
5	こちらは日時、場所指定で。直接現地に伺うということでしょうか。その際に必要な書類は入札書のみでしょうか。それ以外に必要なものがあれば教えてください。  入札執行日及び場所 (1) 入札執行日時(即時開札) 令和8年6月1日(月)午後14時00分～ ※入札室は約30分前より開場 (2) 入札執行場所 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所地下1階 第5共通会議室	
6	YouTube・Instagramにおける動画広告(横型15秒×4種類)の配信(合計2回、広告費用600,000円分)広告費用¥600,000(税抜)というのは見積もり金額に別途でしょうか。それともこの費用も含めて総額の見積もり金額となりますでしょうか。	広告費用600,000円(税抜)を含めた金額を記載してください。
7	「大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当する場合は免除する。」とあるのですが、以前に大阪市の案件をしたことのあるという内容でしょうか。具体的に何年以内や案件の規模等はございますでしょうか。	大阪市契約規則第37条第1項第3号の規定が適用され、契約保証金が免除となる場合は次のとおりです。 ・落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年の間に誠実に履行したと認められるとき ・地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号までの規定及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号から第6号までの規程により、随意契約するとき ・契約金額が500万円未満であるとき (業務委託、測量・コンサルタント等の場合は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合に限る。)
8	広告費用600,000円は税別の認識で相違ないでしょうか。	広告費用600,000円は税抜で、相違ありません。
9	YouTube広告(2回)、Instagram広告(2回)の広告費合計が600,000円という認識で相違ないでしょうか。	YouTube広告(2回)、Instagram広告(2回)の広告費合計が600,000円(税抜)で、相違ありません。